

## 近接工事の取扱いについて

平成28年1月28日

契約課作成

近接工事については、平成19年度から次のとおり定義し運用をしていますが、日本下水道事業団へ工事委託をしている案件についても本市発注の浄水管理センターの工事案件が生じることから、本市発注工事の取扱いに準じて、下記の表のとおり近接工事として取扱うものとします。

これにより、近接工事の定義について、平成28年1月28日から次のとおり運用します。

変更前	変更後
本市が発注する工事に関し、同工種工事（※1）で通行可能距離（※2）100m以内にある工事を「近接工事」とし、開札日において近接工事を施工中（※3）の者は、その入札の参加資格を失うこととする。また、同一の日に公告した工事に関し、複数の工事が近接工事に該当する場合は、先に開札された工事の落札者になった者は、後に開札された工事の落札候補者になり、又は落札候補者であることができないこととする。	本市が発注する工事（ <u>本市が秦野市伊勢原市環境衛生組合から委託を受けて発注する工事及び本市が地方共同法人日本下水道事業団に委託する工事を含みます。</u> ）同工種工事（※1）で通行可能距離（※2）100m以内にある工事を「近接工事」とし、開札日において近接工事を施工中（※3）の者は、その入札の参加資格を失うこととする。また、同一の日に公告した工事に関し、複数の工事が近接工事に該当する場合は、先に開札された工事の落札者になった者は、後に開札された工事の落札候補者になり、又は落札候補者であることができないこととする。

### 【運用にあたっての注意点】

- ※1 「同工種工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条別表第1の区分（28業種）により判断します。
- ※2 「通行可能な距離」は、自動車が通行できる経路で判断します。
- ※3 「施工中」とは、契約締結の日から完成届が受理された日までをいいます。
- ※4 「近接工事」の取扱いは、随意契約については適用しません。